笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱をここに公布する。

　　平成２９年　７月１８日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　笠岡市長　小　林　嘉　文

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱を次のように定める。

　　平成２９年　７月１８日

笠岡市長　小　林　嘉　文

笠岡市告示第１３８号

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，中心市街地の空き店舗の解消を図り，商店街等の魅力及びにぎわいを取り戻すため，空き店舗を賃借し出店する新規事業者等に対して予算の範囲内で笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし，その交付に関しては，笠岡市補助金等交付規則(昭和６０年笠岡市規則第８号）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 中心市街地　別表第１に掲げる対象区域とする。

　(2) 空き店舗　笠岡市中心市街地空き店舗情報登録制度により，笠岡市公式ホームページに掲載された店舗物件をいう。

　(3) 新規事業者等　新たに商業等を行おうとする者又は既に商業等を営む者で，中心市街地内の空き店舗を新たに賃借しようとする個人，法人，その他中心市街地の活性化に取り組む団体として市長が認めたものをいう。ただし，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号の暴力団に関係するものを除く。

　（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業は，中心市街地の空き店舗を活用し，店舗を営む事業であって，次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

　(1) 統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類のうち，次に掲げるもの（これらの事業のうち，風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める風俗営業を除く。）であること。ただし，空き店舗を事務所，倉庫又は駐車場として利用する場合は除く。

|  |  |
| --- | --- |
| 大分類に掲げる分類符号 | 大分類項目名 |
| Ｉ　М　ＮО　Ｐ　 | 卸売業・小売業宿泊業・飲食サービス業生活関連サービス業・娯楽業教育・学習支援事業医療・福祉 |

　(2) 週５日以上営業を行うもの。

 (3) 法令に違反する事業でないこと。

　（補助金額等）

第４条　この要綱による補助金の項目，補助金の交付の対象となる経費，補助金額等は，別表第２のとおりとする。ただし，国，県その他の団体からの補助事業において補助金が交付される場合は，当該補助金額を除いた額を補助対象経費とする。

２　補助金の額に，千円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。

　（補助金交付要件）

第５条　補助金を交付する要件は，第３条に掲げる事業であって，次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 認定を受けた日から９０日以内に事業を開始するものであること。ただし，市長が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

　(2) 市税に滞納がないこと。

　(3) 賃借した空き店舗を補助金の目的に反して使用し，又は転貸しないこと。

　(4) 中心市街地の区域内での移転でないこと。

　(5) 店舗改装費の施工業者は，市内に住所を有する業者とすること。ただし，市長が認める場合は，この限りでない。

　(6) 笠岡商工会議所の経営指導を受けた事業であること。

　(7) 申請内容に基づき，継続して１年以上事業を行い，周辺の商店街と円滑な関係を図ることを確約すること。

　（認定の申請）

第６条　認定の決定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，原則として賃貸借期間開始予定日の３０日前までに，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出するものとする。

　(1) 事業計画書（様式第２号及び様式第３号）

　(2) 法人の登記事項証明書の写し（個人事業者の場合は住民票の写し）

　(3) 改装等に係る工事見積書の写し及び工事前の写真（店舗改装費補助金の交付を申請する場合に限る。）

　(4) 店舗の現況図面及び完成予定図面（平面図，位置図等）

　(5) 笠岡商工会議所の経営指導員の意見書（様式第４号）

　(6) 認定事業に係る許認可書類の写し（事業実施に係る許認可が必要な場合に限る。）

　(7) 市税の完納証明書

(8) 笠岡市中心市街地空き店舗利用促進事業実施における確約書（様式第５号）

　(9) その他市長が必要と認めるもの

　（事業の認定）

第７条　市長は，前条の規定による申請があったときは，当該申請に係る書類を審査し，認定の可否を決定し，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金認定通知書（様式第６号。以下「認定通知書」という。）又は笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金不認定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

　（事業の変更等）

第８条　認定の通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）は，認定事業の内容又は対象経費の総額を変更するとき又は認定事業を中止するときは，あらかじめ笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金変更承認申請書（様式第８号）に次に掲げる書類のうち，変更後の内容がわかる書類を添えて市長に提出し，市長の承認を受けなればならない。ただし，対象経費の総額を２０パーセント以内で減額する場合は，この限りでない。

　(1) 変更事業計画書（様式第２号及び様式第３号）

　(2) その他市長が必要と認めるもの

２　市長は，前項の規定による申請があったときは，当該申請に係る書類を審査し，その結果を笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金変更決定通知書（様式第９号）により，認定事業者に通知するものとする。

　（交付の申請）

第９条　店舗改装費補助金の交付を受けようとする認定事業者は，原則として店舗の改装等に係る工事着手日の１０日前までに，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金店舗改装費補助金交付申請書（様式第１０号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

　(1) 賃貸借契約書の写し又は賃貸借申込書の写し

(2) 工事請負契約書の写し（ただし，５０万円未満の工事については見積書の写しでも可とする。）

(3) 認定事業に係る許認可書類の写し（認定申請以降に取得，変更のあったものに限る。）

(4) その他市長が必要と認めるもの

２　事業開始日の属する年度（以下「事業開始年度」という。）に係る店舗賃借料補助金の交付を受けようとする認定事業者は，原則として事業開始日の１０日前までに，また，事業開始年度の翌年度に係る店舗賃借料補助金の交付を受けようとする認定事業者は，当該翌年度の４月１日から４月１０日までに，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金店舗賃借料補助金交付申請書（様式第１１号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

(1) 賃貸借契約書の写し又は賃貸借申込書の写し

(2) 認定事業に係る許認可書類の写し（認定申請以降に取得，変更のあったものに限る。）

(3) 市税の完納証明書（事業開始年度の翌年度に係る申請の場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認めるもの

３　広告宣伝費補助金の交付を受けようとする認定事業者は，あらかじめ笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金広告宣伝費補助金交付申請書（様式第１２号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

(1) 賃貸借契約書の写し又は賃貸借申込書の写し

(2) 認定事業に係る許認可書類の写し（認定申請以降に取得，変更のあったものに限る。）

　(3) 広告宣伝費に係る見積書の写し

 (4) その他市長が必要と認めるもの

　（交付の決定）

第１０条　市長は，前条の規定による申請があったときは，当該申請に係る書類を審査し，適当と認めるときは補助金の額を決定し，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付決定通知書（様式第１３号）により，適当でないと認めるときは，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金不交付決定通知書（様式第１４号）により，当該認定事業者に通知するものとする。

　（事業開始の届出）

第１１条　認定事業者は，事業を開始したときは，遅滞なくその旨を笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金事業開始届（様式第１５号）により市長に届け出なければならない。

　（実績報告）

第１２条　店舗改装費補助金の交付決定を受けた認定事業者は，事業開始日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金店舗改装費補助金実績報告書（様式第１６号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

1. 店舗改装費に係る請求書，領収書又は支払いを証明する書類の写し
2. 改装等後の店舗内及び店舗周辺の写真
3. その他市長が必要と認めるもの

２　事業開始年度に係る店舗賃借料補助金の交付決定を受けた認定事業者は，当該年度の末日までに，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金店舗賃借料補助金実績報告書（様式第１７号。以下「店舗賃借料補助金実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

(1) 店舗賃借料に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

３　事業開始年度の翌年度に係る店舗賃借料補助金の交付決定を受けた認定事業者は，事業開始日から１年を経過した日から起算して３０日を経過した日又は当該翌年度の末日のいずれか早い日までに，店舗賃借料補助金実績報告書に前項に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

４　広告宣伝費補助金の交付決定を受けた認定事業者は，広告宣伝費補助金に係る事業の完了後３０日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金広告宣伝費補助金実績報告書（様式第１８号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

(1) 広告宣伝費に係る請求書，領収書又は支払いを証明する書類の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第１３条　市長は，前条の規定による実績報告があったときは，速やかに審査し，適正であると認めたときは，補助金の額を確定し笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付確定通知書（様式第１９号）により，当該認定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１４条　前条の規定による補助金の交付の確定通知を受けた認定事業者は，速やかに笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付請求書（様式第２０号）を市長に提出するものとする。

２　市長は，認定事業者から前項の請求があったときは，速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第１５条　市長は，認定事業者が補助金の交付決定の内容又はこの要綱に違反したときは，補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項に規定する交付決定の取り消しの通知は，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付決定取消通知書（様式第２１号）により，当該認定事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１６条　市長は，前条の規定により交付決定を取り消した場合において，既に補助金が交付されているときは，期限を定めて，その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（契約の関与）

第１７条　この事業に係る賃借契約並びに賃借期間中及び期間満了後における手続等は，認定事業者と店舗所有者で解決するものとし，市長はこれに関与しないものとする。

（重複申請の禁止）

第１８条　この補助金は，笠岡市起業支援事業補助金交付要綱（平成２２年笠岡市告示第１３８号）と重複して申請することはできない。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，公布の日から施行する。

（失効）

２　この要綱は，平成３４年３月３１日限り，その効力を失う。

　（失効に伴う経過措置）

３　第７条により認定の通知を受けた事業者が，第９条第２項の事業開始年度の店舗賃借料補助金の交付を受けた場合に限り，この要綱の失効後も，当該翌年度の店舗賃借料補助金の交付を受けることができる。

４　この要綱の第１４条及び第１５条の規定は，平成３４年３月３１日までに交付された補助金及び前項により交付された補助金については，この要綱の失効後も，なおその効力を有する。

　別表第１（第２条関係）

　　　　N



　別表第２（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金限度額 | 補助期間 |
| 店舗改装費補助金 | 店舗部分の内装工事，外装工事，設備工事，給排水工事，電気工事に係る経費 | ２分の１ | １００万円ただし，店舗のために使用する便所を新たに増設する場合は，１５０万円 | 事業開始年度のみ |
| 店舗賃借料補助金 | 店舗（来客者用駐車場を含む。）の賃借料（敷金，礼金，保証金，管理料，共益費その他これらに類する費用を除く。） | ２分の１ | 月額５万円 | 事業開始日の属する月の翌月から１年間 |
| 広告宣伝費補助金 | (1) ポスター，チラシ等の印刷及び配布に係る費用(2) 新聞への広告折込に係る費用(3) ホームページの制作に係る費用(4) 雑誌等への広告掲載に係る費用(5) 看板の作成及び設置に係る費用(6) その他新規事業の開始に係る広告宣伝費用として市長が認めるもの | ２分の１ | １５万円 | 事業開始年度のみ |

　備考

１　補助金の額に，千円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。

２　空き店舗を店舗併用住宅として使用する場合又は補助事業以外の目的に使用する場合は，利用面積に応じて賃借料を按分して算出するものとする。

様式第１号(第６条関係)

　　年　　月　　日

笠岡市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　　（〒　　　　－　　　　）

住所又は所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金認定申請書

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第６条の規定に基づき，下記のとおり認定を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| （予定）店舗名 |  |
| 店舗所在地 | 笠岡市 |
| 業種・業態 |  |
| 店舗所有者 |  |
| 賃貸借（予定）期間 | 　　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日　　　　 |
| 店舗家賃（月額） | 　　　　　　　　　　 |
| 工事着手（予定）日※改装等を伴う場合 | 　　　　年　　月　　日 |
| 工事見積金額※改装等を伴う場合 | 　　　　　　　　　　 |
| 事業開始（予定）日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 営業予定日時 | 開店　　　時　　分　～　閉店　　　時　　分定休日　　　　曜日 |
| 交付を受けたい補助金 | □店舗改装費補助金□店舗賃借料補助金　　　年　　月分　～　　　年　　月分　（事業開始日の属する月の翌月から１年間を限度とする）□広告宣伝費補助金 |

≪添付事項≫

１　事業計画書（様式第２号及び様式第３号）

　２　法人の登記事項証明書の写し（個人事業者の場合は住民票の写し）

　３　改装等に係る工事見積書の写し及び工事前の写真（店舗改装費補助金の交付を申請する場合に限る。）

　４　店舗の現況図面及び完成予定図面（平面図，位置図等）

　５　笠岡商工会議所の経営指導員の意見書（様式第４号）

　６　認定事業に係る許認可書類の写し（事業実施に係る許認可が必要な場合に限る。）

　７　市税の完納証明書

　８　その他市長が必要と認めるもの

様式第２号(第６条，第８条関係)

（当初・変更）事業計画書

１　事業の計画

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者氏名 |  |
| 業種・業態 |  |
| 取扱品目 |  |
| 空き店舗所在地 | 笠岡市 |
| 開店（予定）年月 | 　　　　　　　年　　　　　月 |
| 店舗の従業員 | （常時　　人　臨時　　人　　家族　　人）合計　　　　人 |
| 開店・閉店時間 | 開店時間　　　時　　分　～　閉店時間　　　時　　分 |
| 定休日 |  |

２　事業準備の状況

３　申請者(代表者)の経歴(商売・事業歴)

４　事業の目的・動機

５　事業の具体的内容

　※ セールスポイント，創意工夫した点，商品・サービス内容について利用者に配慮している点などを記載してください。

様式第３号(第６条，第８条関係)

（当初・変更）事業計画書（収支予算関係）

１　収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 当初予算額 | 変更額 | 変更後予算額 | 備考 |
| 自己資金 |  |  |  |  |
| 借入金 |  |  |  |  |
| 市補助金（改装費） |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額 | 変更額 | 変更後予算額 | 備考 |
| 店舗改装等工　事　費 |  |  |  |  |
| 敷金・礼金等 |  |  |  |  |
| 広告宣伝費 |  |  |  |  |
| その他経費保険等 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

　（注）開店準備に係る予算額を記入してください。

　　　　収入と支出の合計金額が同じになるように記入してください。

　　　　補助対象と対象外経費は区別して記入してください。

３　運転計画（月平均）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額 | 変更額 | 変更後予算額 | 備考 |
| 売上高① |  |  |  |  |
| 売上原価②（仕入高） |  |  |  |  |
| 経費 | 人件費（注） |  |  |  |  |
| 家賃 |  |  |  |  |
| 支払利息 |  |  |  |  |
| 光熱水費 |  |  |  |  |
| その他経費 |  |  |  |  |
| 合計③ |  |  |  |  |
| 利　　益1. － ② － ③
 |  |  |  |  |

　（注）個人営業の場合，事業主分は含めません。

様式第４号（第６条関係）

　　年　　　月　　　日

笠岡市長　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　属

　　　　　　　　　　　　　　　　　経営指導員　　　　　　　　　　　㊞

意　見　書

（笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金認定申請添付用）

　　　　　　　　　　　　の新規出店に当たり，経営指導した内容は，下記のとおりです。

１　指導日　　　　　年　　月　　日

２　経営指導を受けた者

３　店舗（予定）所在地

４　業種・業態

５　事業開始（予定）日

６　補助事業の具体的な内容

７　事業計画に対する意見（適正・不適正・改善を要する点等）

様式第５号（第６条関係）

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進事業実施における確約書

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進事業に当たり，事業施行中及び完了後においても次に掲げる事項を遵守することを確約します。

記

１　確約内容

　（１）申請内容に基づき，継続して１年以上事業を行います。

　（２）周辺の商店街と円滑な関係を図ります。

年　　月　　日

　笠岡市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　　（〒　　　　－　　　　）

住所又は所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

様式第６号(第７条関係)

笠岡市指令　第　　　　号

　　年　　　月　　　日

　　　　様

笠岡市長

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金認定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金認定申請について，下記のとおり認定の決定をしたので笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| （予定）店舗名 |  |
| 店舗所在地 |  |
| 業種・業態 |  |
| 店舗所有者 |  |
| 店舗家賃（月額） |  |
| 工事着手（予定）日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 工事見積金額 |  |
| 事業開始（予定）日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 営業予定時間 | 開店　　　時　　分　～　閉店　　　時　　分定休日　　　　曜日 |
| 該当する補助金 | □店舗改装費補助金□店舗賃借料補助金　　　年　　月分　～　　　年　　月分　（事業開始日の属する月の翌月から１年間を限度とする）□広告宣伝費補助金 |

《交付条件》

　１　この補助金は，当該補助事業以外の目的に使用してはならない。

　２　認定事業を開始したときは，遅滞なくその旨を市長に届け出ること。

　３　認定事業の内容又は対象経費の総額を変更するとき又は認定事業を中止するときは，あらかじめ市長の承認を受けること。

　４　交付決定の内容又は笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱に違反したときは，当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

　５　その他，笠岡市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

様式第７号(第７条関係)

笠岡市指令　第　　　　号

　　年　　月　　日

　様

笠岡市長

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金不認定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金認定申請について，下記のとおり認定決定に至らなかったので，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

　《認定決定に至らなかった理由》

様式第８号(第８条関係)

　　年　　月　　日

笠岡市長　様

（〒　　　　－　　　　）

住所又は所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号により認定の決定を受けた笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金の内容について，下記のとおり変更したいので申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　変更の理由 |  |
| ２　変更の内容 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |

≪添付書類≫

１　変更事業計画書(様式第２号・様式第３号)

　２　その他市長が必要と認めるもの

様式第９号(第８条関係)

笠岡市指令　第　　　　号

　　年　　　月　　　日

　　　様

笠岡市長

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金変更決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで変更承認申請のあった笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金について，下記のとおり変更決定したので，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

１　変更に係る補助事業の内容は，　　年　　　月　　　日付け変更承認申請書記載のとおりとする。

《変更内容》

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

様式第１０号(第９条関係)

　　年　　　月　　　日

笠岡市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒　　　　－　　　　）

住所又は所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金店舗改装費補助金交付申請書

　　　　　年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号により認定の決定を受けた笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金について，店舗改装費補助金の交付を受けたいので，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第９条第１項の規定により，下記のとおり関係書類を添えて申請します。

　　１　交付申請額　　　　　　　　円（千円未満の端数は切り捨て）

店舗改装費　　　　　　　　円×補助率１/２＝　　　　　　　円

　　　　　限度額：１００万円

　　　　　限度額：１５０万円（店舗のために使用する便所を新たに増設する場合に限る。）

　　２　事業開始（予定）日

　　≪添付書類≫

　　　１　賃貸借契約書の写し又は賃貸借申込書の写し

　　　２　工事請負契約書の写し（ただし，５０万円未満の工事については見積書の写しでも可とする。）

　　　３　認定事業に係る許認可書類の写し（営業許可が必要な業種の場合は，営業許可証の写しなど）（認定申請以降に取得，変更のあった場合に限る。）

４　その他市長が必要と認めるもの

様式第１１号(第９条関係)

　　年　　　月　　　日

笠岡市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒　　　　－　　　　）

住所又は所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金店舗賃借料補助金交付申請書

　　　　　年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号により認定の決定を受けた笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金について，店舗賃借料補助金の交付を受けたいので，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第９条第２項の規定により，下記のとおり関係書類を添えて申請します。

　　１　交付申請額　　　　　　　　円（千円未満の端数は切り捨て）

店舗賃借料　　　　　　　　円×補助率１/２＝　　　　　　　円

　　　　　　　　　（　　　年　　月分～　　　年　　月分）

　　２　事業開始（予定）日

≪添付書類≫

　　　１　賃貸借契約書の写し又は賃貸借申込書の写し

　　　２　認定事業に係る許認可書類の写し（営業許可が必要な業種の場合は，営業許可証の写しなど）（認定申請以降に取得，変更のあった場合に限る。）

　　　３　市税の完納証明書（事業開始年度の翌年度に係る申請の場合に限る。）

　　　４　その他市長が必要と認めるもの

様式第１２号(第９条関係)

　　年　　　月　　　日

笠岡市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒　　　　－　　　　）

住所又は所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金広告宣伝費補助金交付申請書

　　　　　年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号により認定の決定を受けた笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金について，広告宣伝費補助金の交付を受けたいので，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第９条第３項の規定により，下記のとおり関係書類を添えて申請します。

　　１　交付申請額　　　　　　　　円（千円未満の端数は切り捨て）

広告宣伝費　　　　　　　　円×補助率１/２＝　　　　　　　円

　　２　事業開始（予定）日

　　≪添付書類≫

　　　１　賃貸借契約書の写し又は賃貸借申込書の写し

　　　２　認定事業に係る許認可書類の写し（営業許可が必要な業種の場合は，営業許可証の写しなど）（認定申請以降に取得，変更のあった場合に限る。）

　　　３　広告宣伝費に係る見積書の写し

４　その他市長が必要と認めるもの

様式第１３号(第１０条関係)

笠岡市指令　第　　　　　号

年　　月　　日

　様

笠岡市長

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで交付申請書の提出があった笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金（店舗改装費・店舗賃借料・広告宣伝費）補助金について，下記のとおり交付を決定したので，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

　　店舗改装費補助金　　　　交付決定額　　　　　　　　　円

　　店舗賃借料補助金　　　　交付決定額　　　　　　　　　円

　　　　　　　年　　月分　～　　年　　月分

（計　　か月分）

　　広告宣伝費補助金　　　　交付決定額　　　　　　　　　円

様式第１４号(第１０条関係)

笠岡市指令　第　　　　　号

　　年　　　月　　　日

　　　様

　　笠岡市長

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで交付申請書の提出があった笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金（店舗改装費・店舗賃借料・広告宣伝費）補助金について，交付しないこととしたので，下記のとおり笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

　不交付決定の理由

様式第１５号(第１１条関係)

年　　月　　日

　笠岡市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒　　　　－　　　　）

住所又は所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金事業開始届

　　　年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号により補助金の交付の決定を受けた事業を開始したので，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第１１条の規定により，下記のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 認定事業者番号 | 年　　月　　日　笠岡市指令　第　　　号 |
| 事業開始年月日 | 年　　月　　日 |
| 業　　種・業　　態 |  |
| 店　　　舗　　　名 |  |
| 営　　　業　　　日 | 　　　　　　　　　　　曜日 |
| 営業時間 | 時　　分～　　　　時　　分 |

様式第１６号(第１２条関係)

　　年　　　月　　　日

笠岡市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒　　　　－　　　　）

住所又は所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金店舗改装費補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号により補助金の交付決定を受けた笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金について，補助事業が完了したので，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第１２条の規定により，下記のとおり関係書類を添えて報告します。

　１　店舗名

店舗所在地

　２　補助事業に要した経費及び補助金額

　　　要した経費　　　　　　　円

　　　補助金額　　　　　　　　円（千円未満の端数は切り捨て）

（要した経費　　　　　　円×補助率１／２＝　　　　　円）

≪添付書類≫

　　　　１　店舗改装費に係る請求書，領収書又は支払いを証明する書類の写し

　　　　２　改装等後の店舗内及び店舗周辺の写真

　　　　３　その他市長が必要と認めるもの

様式第１７号(第１２条関係)

　　年　　　月　　　日

笠岡市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒　　　　－　　　　）

住所又は所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金店舗賃借料補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号により補助金の交付決定を受けた笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金について，補助事業が完了したので，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第１２条の規定により，下記のとおり関係書類を添えて報告します。

　１　店舗名

店舗所在地

　２　補助事業に要した経費及び補助金額

　　　要した経費　　　　　　　円

（　　　年　　月分　～　　　年　　月分　　計　　か月分）

　補助金額　　　　　　　　円（千円未満の端数は切り捨て）

（要した経費　　　　　　円×補助率１／２＝　　　　　円）

　　≪添付書類≫

１　店舗賃借料に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し

２　その他市長が必要と認めるもの

様式第１８号(第１２条関係)

　　年　　　月　　　日

笠岡市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒　　　　－　　　　）

住所又は所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金広告宣伝費補助金実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号により補助金の交付決定を受けた笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金について，補助事業が完了したので，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第１２条の規定により，下記のとおり関係書類を添えて報告します。

　１　店舗名

店舗所在地

　２　補助事業に要した経費及び補助金額

　　　要した経費　　　　　　　円

　補助金額　　　　　　　　円（千円未満の端数は切り捨て）

（要した経費　　　　　　円×補助率１／２＝　　　　　円）

　　≪添付書類≫

１　広告宣伝費に係る請求書，領収書又は支払いを証明する書類の写し

２　その他市長が必要と認めるもの

様式第１９号(第１３条関係)

笠岡市指令　第　　　号

　　年　　　月　　　日

　様

笠岡市長

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付確定通知書

　　　　　年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　号で交付決定をした笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金（店舗改装費・店舗賃借料・広告宣伝費）補助金の額を，　　年　　月　　日付けで提出のあった実績報告書に基づき，下記のとおり確定しましたので，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第１３条の規定により通知します。

　１　交付決定額　　　　　　　　　　　円

　２　交付確定額　　　　　　　　　　　円

様式第２０号（第１４条関係）

　　　　年　　月　　日

笠岡市長　　様

住所又は所在地

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先）

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号で額の確定通知があった補助金について，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第１４条の規定により，下記のとおり請求します。

金　　　　　　　　　　　　　　円也

　なお，補助金の交付については，口座への振込を希望します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 預金種目 | 口座番号 |
| 銀行　農協　信組　信金 | 普通 |  |  |  |  |  |  |  |
| 本店　　支店　　支所 | 当座 |
| ゆうちょ銀行郵便局 | １ |  |  |  | ０ | － |  |  |  |  |  |  |  | １ |
| 口座名義 | フリガナ |

※フリガナは，通帳に記載されているとおりに記入してください。

様式第２１号(第１５条関係)

笠岡市指令　第　　　号

　　年　　　月　　　日

　　　　様

笠岡市長

笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付決定取消通知書

　　　　　年　　月　　日付け，笠岡市指令　第　　　号により交付決定をした笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金について，下記のとおり（全部・一部）を取り消したので，笠岡市中心市街地空き店舗利用促進補助金交付要綱第１５条第２項の規定により通知します。

　１　交付決定の取消額

交付決定額 円

今回取消額 円

更正決定額 円

　２　取消しをする理由